

コンプライアンス（法令遵守）研究集会（報告）

廃棄物処理法「専ら物」規定の 誤解や拡大解釈をしないために

再生資源はその取り扱いにあたって、無償や逆有償取引であれば廃棄物処理法（廃掃法）が適用されることとなります。他方、古紙・古繊維（古布）等については専ら物規定があるために、拡大解釈されがちで、現行の事業形態が廃掃法と全く無関係と思いつくケースがあるようです。さらに、行政事業の受託にあたっては、廃掃法に則って履行することが求められます。

当会では、専ら物を中心として取り扱う当業界等が廃掃法に対する理解が十分ではないとの認識のもと、

- (1) 法令違反の指摘を受けない、
- (2) 取引先からの疑問に対して自信をもって回答する、
- (3) 知らなかったでは済まされない厳しい廃掃法に則った事業展開をする等を目的として、研究集会を開催しました。ここでは報告（要旨）等専ら物にかかわる注意点等をまとめます。

「専ら物等廃掃法研究集会」開催（概要）

- 日 時：平成 27 年 1 月 27 日（火） 18：30～20：20
- 場 所：東京しごとセンター 地下講堂（千代田区飯田橋 3-10-3）
- 参加者：80 名
- 講師：東京都環境局資源循環推進部計画課 課長補佐 古澤康夫様
「廃棄物の定義など」



図 A

廃棄物処理法における「廃棄物」とは

廃棄物処理法第2条第1項

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

※他の法律では定義が異なる。

- パーセル法の「特定有害廃棄物等」
- 自動車リサイクル法の「使用済自動車」など

図 B

有価であっても「有価物」とは限らない

「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（2012.3.19通知）」の概要

- 1 使用済特定家庭用機器（家電4品目：洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）については、以下のとおり取り扱うことが適当。
 - (1) 中古品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損している、リコール対象製品である等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の横断トラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当すること。
 - (2) 廃棄物処理基準に適合しない方法による分解、破壊等の処分がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず、当該使用済特定家庭用機器は、廃棄物に該当すること。
- 2 特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、無料で引き取られ又は低廉な価格で買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、総合的、積極的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

■講演（要旨）

<廃棄物の定義>

● 廃棄物処理法（以下廃掃法）で「廃棄物」の定義が定められている。パーセル法や自動車リサイクル法では定義が異なる。（図 A 東京都説明資料より引用）

● また有価であっても「有価物」とは限らないものもある。（図 B 東京都説明資料より引用）

<専ら物規定>

● 有価物は廃棄物ではない。有価物か、廃棄物かの判断は、最高裁の判例にあるように「物の性状、排出の状況。通常の取扱形態、取引価値の有無、事業者の意思等を総合的にみる。(図C 東京都説明資料より引用)

● 廃棄物は廃掃法の規制を受け、廃棄物の中に専ら物がある。従って専ら物は一廃・産廃の一種で廃棄物。(図D 東京都説明資料より引用)

● 専ら物業者とは、「もっぱら再生利用の目的となる廃棄物、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等」のこと。(図E 東京都説明資料より引用)

● 廃棄物(一廃・産廃)の収集・運搬等をする者は業の許可が必要だが、専ら物専門の回収業者については、業の許可とマニフェストが不要という規制緩和措置がついている。排出事業者は産廃であればマニフェスト交付義務があるが、交付しなくてもよい。ただし、廃棄物の収集・運搬、処分を受託するときは書面契約が必要。

(図F 東京都説明資料より引用)

(図G 東京都説明資料より引用)

(図H 東京都説明資料より引用)

(図I (公社)東リ協会作成)

<廃棄物再生事業者>

● 廃棄物を再生している廃棄物事業者は、専ら物に限らない。木くずの再生等都知事に登録をしている業者がいる。要件を満たせば、登録できる。専ら物業者に限るものではなく、全く無関係な登録制度。専ら物だからといって登録が簡単になるものではない。(図J 東京都説明資料より引用)

● 法令を確認して法令遵守に努めるのは大事。騒音・振動等を含めて生活環境に支障がきたすことがないようにお願いしたい。

図 F

許可を要しない場合

廃棄物処理法第7条第1項
 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

※一般廃棄物の処分、産業廃棄物の収集・運搬、産業廃棄物の処分についても同様の規定がある。(第7条第6項、第14条第1項、同条第6項の但し書)

図 C

いわゆる「総合判断説」

1999.3.10 最高裁判例
 廃棄物とは、占有者が「自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これら該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当」

「行政処分の指針について(2013.3.29通知)」
 取引価値の有無については、「占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が融合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」

図 D

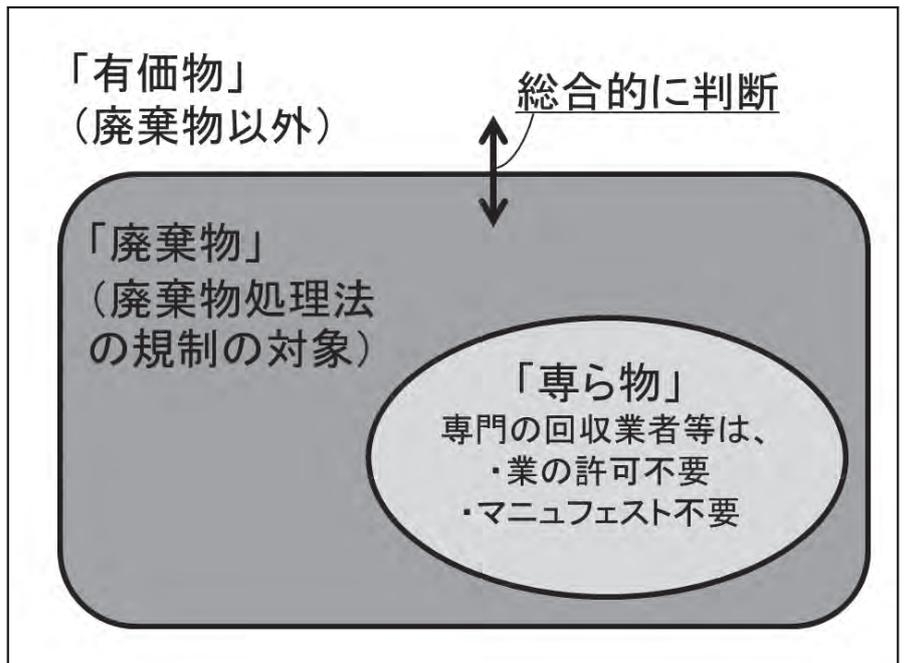


図 E

国の通知

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について(1971.10.16通知、1974.3.25改正)」
 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

図 G

マニフェストの交付を要しない場合

廃棄物処理法施行規則第8条の19第3号
 三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合

図 H

以上をまとめると。。。

有価物(廃棄物でない物)

廃棄物 ⇒ 廃棄物処理法の規制を受ける。
ただし、「専ら物」を専門に取り扱っている回収業者等については、

- ①業の許可を要しない。
- ②排出事業者はマニフェストの交付を要しない。

※委託基準(廃棄物処理法第6条の2第7項、第12条第6項(書面による契約等)等は適用される。

■質疑応答 (抜粋要旨)

Q: 専ら物はマニフェスト不要ですが、発行してもよいか？
A: 排出事業者側がマニフェスト管理したいという要請だと思ふ。都では排出事業者が法律上の書式をたまたま使う(参考にしている)という解釈をしている。マニフェスト発行すると、年間実績報告することになっているが、有価物の場合は、これは有価物だと添え書きをしてもらおうよう依頼している。

Q: 非鉄や鉄にプラスチックが構成されている、付着している製品は専ら物か？

A: プラスチックが明らかに混じっているものは専ら物ではないというのが環境省と都の見解。では、どこまで混ざってよいかだが、これは常識的に判断する。商取引上(慣行上)鉄くずとみなされれば専ら物となるが、通常プラスチックが混ざっていれば専ら物ではない。

Q: 古紙のみ扱う専門業者だが、いずれも逆有償にて引き取っているが、取引先に応じて専ら物業者と産廃収集・運搬業者の使い分けができるのか？

A: 都では産廃の許可をとって古紙を集めている場合は、許可業者なのだから専ら物規定の対象にならないとしている。

Q: 事業系の古紙を逆有償で回収している。排出先から PET ボトルの回収を依頼された場合、一廃の

収集・運搬許可が必要か？

A: プラスチックについては産廃の収集・運搬の許可をとってもらえばよい。事業系古紙は通常一廃であり区市町村対応のため、都が判断する立場にない。

Q: ユニフォーム等は無償か一部逆有償で貰い受けている。廃棄物にあたるか？

A: 有価でなければ廃掃法の適用を受ける。ユニフォームが古繊維にあたるかどうかだが、古繊維なら専ら物なので、許可等はいらないこととなる。該当するかどうかは、個別に実物を見ないとわからないところがある。都の産廃対策課に相談してもらいたい。

図 I

専ら物と産廃の整理(契約書等)

| | 収集運搬 | | 処分 | | マニフェスト |
|-------|------|-----|----|-----|--------|
| | 許可 | 契約書 | 許可 | 契約書 | |
| 専ら物 | 不要 | 必要 | 不要 | 必要 | 不要 |
| 産業廃棄物 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 |

図 J

廃棄物再生事業者とは
「専ら物」とは無関係の規定

廃棄物処理法第20条の2

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。
- 4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

■参考条文

【業の許可について】 廃棄物処理法(第7条、第7条6項、第14条、第14条第6項)(要約) 廃棄物処分業(収集運搬業、処理業)を行おうとする者は、その地域を管轄する都道府県(産廃)、市町村(一廃)の許可を受けなければならない。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物(産廃、一廃)のみの収集運搬、処理業を行う者については、この限りでない。【マニフェストについて】 廃棄物処理法第12条の3、施行規則第8条の19第3号) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産

業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合、産業廃棄物管理票の交付を要しない。

【専ら物について(通知)】 昭和46年10月16日環整第43号通知(改定昭和49年3月25日環整36号)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」厚生省環境衛生局長から各都道府県知事・各政令市長あて

4(2) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

古紙持ち去り根絶対策の

都内区市の持ち去り防止取り組み一覧(平成27年3月更新)

(公社)東リ協会調べ(東京都環境局等資料を参考とした)

| 自治体 | 持ち去り 条例の 有無 | 所有権 明示 | 集団 回収 | 罰則 | | | |
|----------|-------------------|-----------|----------|----------|-----------------|------------------|------------------|
| | | | | 氏名 公表 | 5万円 以下 過料 | 20万円 以下 罰金 | 50万円 以下 罰金 |
| 23区部 | | | | | | | |
| 1 千代田区 | - | | | | | | |
| 2 中央区 | ● | | | ● | | | |
| 3 港区 | ● | | | | | ● | |
| 4 新宿区 | - | | | | | | |
| 5 文京区 | ● | | | | | ● | |
| 6 台東区 | - | | | | | | |
| 7 墨田区 | ● | | | | | ● | |
| 8 江東区 | ● | ● | | | | ● | |
| 9 品川区 | ● | | ● | | ● | | |
| 10 目黒区 | ● | | ● | ● | | | |
| 11 大田区 | ● | ● | | | | ● | |
| 12 世田谷区 | ● | | | | | ● | |
| 13 渋谷区 | - | | | | | | |
| 14 中野区 | ● | | ● | | | | |
| 15 杉並区 | ● | ● | | ● | | ● | |
| 16 豊島区 | ● | | | | | ● | |
| 17 北区 | ● | | | | | ● | |
| 18 荒川区 | - | | | | | | |
| 19 板橋区 | ● | ● | | | | | |
| 20 練馬区 | ● | | ● | ● | | ● | |
| 21 足立区 | ● | | | | ● | ● | |
| 22 葛飾区 | ● | | | | | ● | |
| 23 江戸川区 | - | | | | | | |
| 小計 | 17 | 4 | 4 | 4 | 2 | 12 | 1 |
| 市部 | | | | | | | |
| 1 八王子市 | ● | | | ● | | ● | |
| 2 立川市 | ● | | | ● | | ● | |
| 3 武蔵野市 | ● | | | | | | |
| 4 三鷹市 | ● | | | ● | | ● | |
| 5 青梅市 | ● | | | | | ● | |
| 6 府中市 | - | | | | | | |
| 7 昭島市 | - | | | | | | |
| 8 調布市 | - | | | | | | |
| 9 町田市 | ● | | | | | ● | |
| 10 小金井市 | - | | | | | | |
| 11 小平市 | ● | | | ● | | ● | |
| 12 日野市 | ● | | | | | ● | |
| 13 東村山市 | ● | ● | | | | | |
| 14 国分寺市 | - | | | | | | |
| 15 国立市 | - | | | | | | |
| 16 福生市 | ● | | | ● | | ● | |
| 17 狛江市 | - | | | | | | |
| 18 東大和市 | ● | | | ● | | ● | |
| 19 清瀬市 | ● | ● | | ● | | | |
| 20 東久留米市 | - | | | | | | |
| 21 武蔵村山市 | ● | | | ● | | ● | |
| 22 多摩市 | ● | | | ● | | ● | |
| 23 稲城市 | - | | | | | | |
| 24 羽村市 | - | | | | | | |
| 25 あきる野市 | - | | | | | | |
| 26 西東京市 | ● | ● | | | | | |
| 27 瑞穂町 | - | | | | | | |
| 28 日の出町 | - | | | | | | |
| 29 檜原村 | - | | | | | | |
| 30 奥多摩町 | - | | | | | | |
| 小計 | 15 | 3 | 0 | 9 | 0 | 11 | 0 |
| 合計 | 32 | 7 | 4 | 13 | 2 | 23 | 1 |

■都内自治体の持ち去り禁止条例施行状況について

平成27年3月までに、23区内で1区(足立区)が従前の過料に加えて氏名公表と20万円の罰則を課しました(平成27年1月1日)。また多摩地域では1市(福生市)が新たに禁止条例を施行しました。

■GPS追跡調査について

関東製紙原料直納商工組合(関東商組)では、平成25年2月より関東地域の自治体と連携協力し、GPS追跡調査を実施しています。昨年末には、東京23区の18区と関東商組・日本製紙連合会・東京都資源回収事業協同組合(東資協)が「古紙持ち去り行為根絶に向けた覚え書」を締結しました。このことにより23区内の持ち去り対策が点から面への展開となり、持ち去り根絶に向かうことが期待されるところです。

平成26年4月からこれまで、45の自治体が協力の覚書を交わし、GPS端末が運用された台数はのべ151台に及びました。このうち持ち去られた端末は38台で、持ち去られた端末は約34%でした。このうち常習的買取事業者の5社(都内2社・埼玉県内3社)に入ったことが確認できた数は20台でした。

同組合では現在4社の氏名公表を行っております。詳細は同組合のホームページをご覧ください。

<http://www.kantoushoso.com/information/mochisari.html>

[資料提供：関東商組]

●GPS端末



動向について

都内全体では、53自治体（区市町村）の約6割が条例を施行しています。（うち23区は17自治体で約7割が、多摩地域は15自治体の5割が施行している）。

この他、多摩地域では持ち去り被害が甚だしい自治体の数市が、新たに施行を検討中と聞いています。

■調査実施自治体数と常習的買取事業者



●登録者数推移

| | 属性別 | 第1回公表 | 第2回公表 | 第3回公表 | 第4回公表 | 第5回公表 | 第6回公表 | 計 |
|--------------------------|-----------|----------|---------|----------|---------|----------|----------|-------|
| | | H25.3.27 | H25.6.5 | H26.2.13 | H26.6.6 | H26.8.20 | H26.12.5 | |
| 新規登録 a | 8団体構成員 | 248 | 272 | 223 | 109 | 49 | 34 | 935 |
| | 8団体非構成員※2 | 14 | 50 | 64 | 22 | 6 | 13 | 169 |
| | 計 | 262 | 322 | 287 | 131 | 55 | 47 | 1,104 |
| 登録削除 (廃車・車番 変更等)b | 8団体構成員 | 0 | 5 | 4 | 0 | 0 | 3 | 12 |
| | 8団体非構成員※2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 計 | 0 | 5 | 6 | 0 | 0 | 3 | 14 |
| 登録抹消 (持ち去り関 与による)c | 8団体構成員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8団体非構成員※2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 登録累計 a-b-c | 8団体構成員 | 248 | 267 | 219 | 109 | 49 | 31 | 923 |
| | 8団体非構成員※2 | 14 | 50 | 62 | 22 | 6 | 13 | 167 |
| | 全体計 | 262 | 317 | 281 | 131 | 55 | 44 | 1,090 |
| 累計推移 | | 262 | 579 | 860 | 991 | 1,046 | 1,090 | |

[資料提供：古紙持ち去り問題意見交換会]

中国（上海・南京）古紙リサイクル事情 視察会 報告（要旨）

中国では経済成長とともに国内の古紙回収量が増加し、昨今では回収古紙の品質も日本と同等かそれ以上となっているとも言われております。本視察会は古紙受入港・市内回収拠点～製紙工場までの見学・情報交換を通して、中国が日本の古紙に期待するものは何かを考察しました。

■視察会概要

- 日時：平成 27 年 3 月 15 日（日）～ 18 日（水） 3 泊 4 日
- 参加者：12 名 企画協力&同行：国際紙パルプ商事(株)（うち 4 名）
- 旅程概要：

[15 日] 上海（着）

[16 日] 張家港見学→南京市内

（江蘇紙連古紙ヤード・建場見学）江蘇紙連意見交換会

[17 日] 無錫榮成紙業工場・江蘇紙連古紙ヤード→
蘇州榮成紙業古紙ヤード

[18 日] 上海榮成紙業古紙ヤード→成田（着）



張家港税関



張家港 異物が目立つバール



江蘇紙連 品質のよい段ボールバール

■視察内容概要

- 張家港コンテナターミナル [輸出入埠頭]（張家港永集裝箱碼頭有限公司）

輸入古紙がガントリークレーンで陸揚げされ、コンテナ内の古紙を品質検査する。約 50% は扉を開け、約 20% については古紙を外にだしてチェックする。日本から輸出された段ボールの中にはカビが生え、ビニール類・石膏ボード・木片・建築用土のう袋が混入する等、禁忌品が目立つ梱包品（以下バール）があった。税関上は問題ないが、品質は格下げされるとのこと。

- 江蘇紙連古紙ヤード [南京市]

江蘇省内の大手スーパーマーケットから出される資源物（古紙・廃プラ等）が持ち込まれており、作業員によって選別され、梱包されていた。排出元が特定されており、品質がよい。



江蘇紙連古紙ヤードでの選別作業

●江蘇紙聯回収拠点（建場）〔南京市〕

市中回収人等が持ち込む資源物（古紙・金属類・プラ類等）を買い取るヤード（約2,500人に1か所あるとされる）で、小型のプレス機を設置していた。新聞24円/kg、雑誌16円/kg、段ボール12円/kg（1元＝20円で換算）位とかなりの高値で買い取るようだ。古紙ヤードに比べて品質が少し落ちるが選別は確実にされている。



建物の入り口



自転車で資源物を積んで持ち込まれる

●榮成紙業製紙工場〔段ボールメーカー・無錫市〕

日本からの輸入古紙は品質低下の傾向がみられるとのこと。例えば、紙管の混入率が一昨年0.1%前後で推移していたが、昨年に入り0.3%にまで上がってしまっている。中国国内では回収量も増え、品質も悪くない。輸入古紙は、米国・日本・欧州から調達してきたが、今後品質とデリバリー条件の悪い欧州品の割合を減らしていきたい。日本のJブランド品質を維持してもらいたいとの要望があった。



製紙工場に積まれたベール



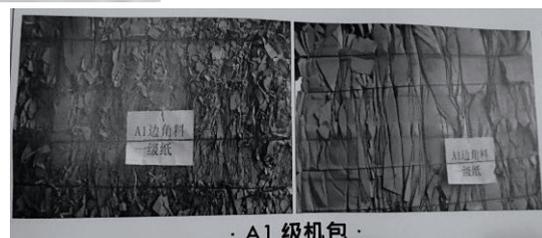
製紙工場担当者との会議

●榮成紙業古紙ヤード〔蘇州市〕

段ボールをメインに受け入れている。ベールは、品質のよいものから、A1・A2・Bと3段階に分けられる。ベール品には必ず品質タグをプリントアウトし、貼付している。



蘇州榮成紙業ヤード ラベル



・A1 級机包・

A 1 級の古紙のサンプル



・A2 級机包・

A 2 級の古紙のサンプル



・B1 級机包・

B 1 級の古紙のサンプル

■視察を終えて

日本の回収古紙の2-3割は輸出され、そのうちの約8割は中国に出荷されています。古紙の需給調整に中国は不可欠な存在となっています。また、日本の古紙はよく選別され、欧州品より優位にあるとされてきました。しかし、実態は、品質のよい古紙が国内製紙メーカーに回り、低品質品が輸出に回される傾向にあるようです。

海外諸国が日本品を敬遠すれば古紙余剰のリスクが高まり、国内マーケットは大混乱に陥ります。他方国内では、パッカー車による混合回収への切り替えを検討する向きもあるようです。品質確保を無視した回収方法が、全体の古紙リサイクルシステムを蝕んでしまうことを、広く社会へ伝えていかなければならない時にあります。

港区の再生資源のリサイクルを支えて17年。

平成9年の設立以来、私たちは港区内のびん・缶やペットボトルの回収をはじめみなと資源化センターの運営業務を港区より受託し、資源ごみの回収・加工・売却を経て日々めまぐるしく変わる商業地域の変化や、大型マンションの急激な増加にも柔軟に対応し港区が目指す資源循環型社会の実現へ貢献してまいりました。

また、学校における環境教育のお役に立てていただけるよう、毎年港区区内の幼稚園、小学校、中学校に回収済みの古紙で製造しましたティッシュペーパーを配布しており平成21年からは区の住民の皆様、学校、事業所の皆様からのご協力をいただきましてペットボトルのキャップを集め、その売上金をユニセフ駐日事務所へ寄付しております。

私たちはこれからも資源循環型社会から一歩先を目指す組織であり続けたいと思っております。



港区小規模事業所リサイクルシステム推進協議会
港区リサイクル事業協同組合

事務局 〒108-0071 東京都港区白金4-17-15
電話 03-3442-2141 FAX 03-3442-0351



製紙原料商社

三弘紙業株式会社

代表取締役会長 上田雄健
代表取締役社長 上田晴健
本社〒113-0033 東京都文京区本郷1-30-17
☎(03) 3816-1171(代) <http://www.sankopaper.co.jp>

フエニックスリサイクルセンター

| | | |
|--------------|-------------------|-----------------|
| 白山営業所 | 文京区白山 3-1-6 | ☎(03) 5689-0681 |
| 板橋営業所 | 板橋区大谷口北町 6 | ☎(03) 3955-4166 |
| 朝霞営業所 | 朝霞市泉水 1-8-21 | ☎(048) 464-5255 |
| 八王子営業所 | 八王子市宮下町 54-1 | ☎(042) 691-0221 |
| 相模原営業所 | 相模原市緑区西橋本 1-19-19 | ☎(042) 773-1194 |
| 鳩ヶ谷営業所 | 川口市南鳩ヶ谷 6-11-1 | ☎(048) 284-5501 |
| 戸田営業所 | 戸田市下笹目矢口 165-1 | ☎(048) 445-4546 |
| 大宮営業所 | さいたま市中央区円阿弥 5-4-7 | ☎(048) 852-6456 |
| 吉原営業所 | 富士市江尾字中原 135-2 | ☎(0545) 34-1870 |
| 加須営業所 | 加須市大桑 2-12-1 | ☎(0480) 66-1601 |
| みかもリサイクルセンター | 佐野市田島町 236-1 | ☎(0283) 27-3375 |
| 裾野営業所 | 裾野市今里 542-7 | ☎(055) 965-3523 |
| 昭島営業所 | 昭島市松原町 2-3-17 | ☎(042) 544-3004 |
| 静岡営業所 | 静岡市駿河区中島 613-1 | ☎(054) 281-7176 |
| JRC | 台東区元浅草 4-2-1 | ☎(03) 5827-2845 |

編集後記

3月中旬に実施した上海と南京の古紙リサイクル視察会に同行させていただきました。25年前には北京を訪れました。看板広告のない街並み、無愛想な店員さんの対応等々に触れ、この国にはサービスという概念が欠落している、学校で習った社会主義国とはこういうものかと勝手に合点したものでした。ただ、絶え間なく湧いてくるように行き交う人と自転車の多さには不思議なパワーを感じたことを覚えています。

四半世紀経って訪れた中国は、電動バイクが自転車にとって代わり、共同住宅の屋根々々には、太陽熱温水器の数々。ショッピング街は、再開発で洗練されたデザインの新しい街並みが続き、都市部の変化はとどまることがない勢いを感じました。都市部を変え続ける成長エンジンのエネルギー源はやはり人頭の多さにあることを改めて感じました。

視察の道中、どこを見ても遠景が霞み、添乗されたガイドさんによればPM2.5の影響によるものとのこと。今後、国民の呼吸器系疾患が深刻な社会問題に発展することを懸念されていました。持続可能な成長は万国共通の課題。加えて大国中国の動向は世界を左右します。古紙リサイクル面にとどまらず、両国のパートナーシップをより強固にすることで、持続可能な世界へと確実に舵が切られることを願いたいものです。

We ♥ リサイクル 第25号

発行日：平成27年3月31日

発行人：上田雄健 編集人：永田博孝

発行所：(公社) 東京都リサイクル事業協会
111-0055 東京都台東区三筋2-3-9-701
TEL:03-5833-1030 FAX:03-5833-1040
<http://www.torikyokai.org>

印刷所：恵友印刷(株)